

平成31年度

軽自動車税のお知らせ

■お問合せ 芸西村役場 総務課 税務係 ☎ 33-2111

原動機付自転車、二輪など

原動機付自転車

50cc以下 2,000円	90cc超125cc以下 2,400円
50cc超90cc以下 2,000円	ミニカー 3,700円

二輪の軽自動車

125cc超250cc以下 3,600円

二輪の小型自動車

250cc超 6,000円

小型特殊自動車

農耕作業用 2,000円
その他 5,900円

軽自動車

※初度検査年月日は車検証に記載されています。月の表示がない場合は、その年の12月に検査を受けたものとみなされます。

車種		初度検査が 平成27年3月以前	初度検査が 平成27年4月以降	初度検査後 13年経過	
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

グリーン化特例(軽課)

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた以下の特例に当てはまる車両に対して平成31年度のみ税額が軽減されます。

特例①	電気自動車等		
特例②	乗用	平成32年度燃費基準達成+30%	平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る
	貨物	平成27年度燃費基準達成+35%	
特例③	乗用	平成32年度燃費基準達成+10%	
	貨物	平成27年度燃費基準達成+15%	

軽減後の
税額

車種	特例①	特例②	特例③		
三輪	1,000円	2,000円	3,000円		
四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	1,800円	3,500円
四輪	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	1,000円	1,900円

★軽自動車税は、毎年4月1日の時点で車両を所有している方に課せられます。廃車や譲渡の場合は、速やかに下記窓口までお手続きください。

【窓口案内】

芸西村役場総務課(☎33-2111)

- ・原動機付自転車(ミニカー、125ccまで)
- ・小型特殊自動車(農耕用、その他)

高知県軽自動車協会(☎050-3816-3125)

- ・軽自動車二輪(125cc超~250ccまで)
- ・軽自動車三輪
- ・軽自動車四輪

高知運輸支局

- (☎050-5540-2077)
- ・二輪の小型自動車(250cc超)

芸西村役場での
登録・廃車・変更
手続きに必要なもの

登録

- ・認印
- ・販売証明書等(車名、型式車体番号等が分かるもの)

譲渡・ 名義変更

- ・本人ならびに譲渡人の認印
- ・他市町村で登録のあった場合はその廃車証明書等

廃車

- ・標識(ナンバープレート)・認印
- ・盗難の場合は盗難届の受理番号
- ※125ccまでなら他市町村の標識でも廃車可